

第1条（名 称）

本会は、三国丘サッカークラブ（略称：三国丘S C）と称する。

第2条（会 員）

本会の会員は、堺中学校蹴球部及び三国丘高校サッカー部に在籍した者で、存命中の者とする。なお、亡くなられた方は記録にとどめておく。

第3条（事務局）

本会の事務局は、堺市堺区南三国ヶ丘町 2-2-36 三丘同窓会事務局内に置く。

第4条（目 的）

本会は会員相互の交流と親睦を図ると共に、三国丘高校現役サッカー部の支援及び他のサッカー関連組織と連携してサッカーの普及発展を図ることを目的とする。

第5条（事 業）

本会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員参加による各種交流事業の実施
- (2) 公式試合・競技会への参加（チーム名：三国丘サッカークラブ）
- (3) 現役サッカー部支援のための各種活動
- (4) 各サッカー協会等サッカー関連組織との交流、連携
- (5) 会員名簿の整理、発行
- (6) ホームページの開設と運営及び三国丘S C通信の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6条（事業年度）

事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第7条（会 費）

事業の実施に必要な経費は会費で賄うこととし、会員は、年間3,000円の会費を支払うものとする。ただし会費以外に寄付行為を受けることができる。

第8条（役 員）

本会に以下の役員を置く。役員を選出は総会において行う。なお、人数については必要に応じ増減できるものとする。

今回の会則改定の内容は、次の3点です。

1. 役員の実態に合わせる。
2. 「幹事」を「理事」に改称する。
3. 文言の一部修正

第8条（役 員）

本会に以下の役員を置く。役員を選出は総会において行う。なお、人数については必要に応じ増減できるものとする。

<変更後>

<変更前>

<p>(1) 名誉会長 1名 (会員で特に功績の大なる者)</p> <p>(2) 相談役 <u>若干名</u></p> <p>(3) 会長 1名</p> <p>(4) 副会長 1名</p> <p>(5) 事務局長 1名</p> <p>(6) 会計 1名</p> <p>(7) 書記 1名</p> <p>(8) <u>理事</u> 数名</p> <p><u>(9) 監事</u> 1名</p> <p>第9条 (役員の仕事)</p> <p>役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 名誉会長</u> 本会の事業全般に対して助言を行う。</p> <p><u>(2) 相談役</u> 本会の事業全般に対して助言を行う。</p> <p><u>(3) 会長</u> 本会を代表し、会務を総理する。</p> <p><u>(4) 副会長</u> 会長を補佐し、会長が不在のときは、その仕事を代行する。</p> <p><u>(5) 事務局長</u> 本会の事務全般を統括する。</p> <p><u>(6) 会計</u> 本会の出納事務を担当する。</p> <p><u>(7) 書記</u> 役員会、総会及び本会の活動の記録を担当する。</p> <p><u>(8) 理事</u> 三丘サッカー東京の意見を集約し、本会に伝達する。 三国丘サッカークラブを指導し、本会に戦績等を報告する。 各世代の意見を集約し、本会に伝達する。</p> <p>(9) 監事 本会会計の監査にあたる。</p>	<p>(1) 名誉会長 1名 (会員で特に功績の大なる者)</p> <p>(2) 相談役 <u>1名</u> (<u>前会長</u>)</p> <p>(3) 会長 1名</p> <p>(4) 副会長 1名</p> <p>(5) 事務局長 1名</p> <p>(6) 会計 1名</p> <p>(7) 書記 1名</p> <p>(8) 幹事1 <u>2名</u> (三丘サッカー東京・会長及び幹事長)</p> <p><u>(9) 幹事2</u> 1名 (三国丘サッカークラブ監督)</p> <p><u>(10) 幹事3</u> 若干名 (会員各世代の代表)</p> <p><u>(11) 監事</u> 1名</p> <p>第9条 (役員の仕事)</p> <p>役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする (<u>名誉会長及び相談役の仕事は定めない</u>)。</p> <p><u>(1) 会長</u> 本会を代表し、会務を総理する。</p> <p><u>(2) 副会長</u> 会長を補佐し、会長が不在のときは、その仕事を代行する。</p> <p><u>(3) 事務局長</u> 本会の事務全般を統括する。</p> <p><u>(4) 会計</u> 本会の出納事務を担当する。</p> <p><u>(5) 書記</u> 役員会、総会及び本会の活動の記録を担当する。</p> <p><u>(6) 幹事1</u> 三丘サッカー東京の意見を集約し、本会に伝達する。</p> <p><u>(7) 幹事2</u> 三国丘サッカークラブを指導し、本会に戦績等を報告する。</p> <p><u>(8) 幹事3</u> 各世代の意見を集約し、本会に伝達する。</p> <p>(9) 監事 本会会計の監査にあたる。</p>
---	---

<変更後>

<変更前>

第10条 (役員の任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として期間は最大3期を超えないこととする。

2 補充等による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 (総会)

総会は毎年度1回、会長が召集し(会長が必要と認めた場合は臨時に招集することができる)、次の事項を審議、議決する。

(1) 第5条の事業に関する事項

(2) 役員の選出

(3) 年度の事業計画並びに予算・決算の承認

(4) 会則の改訂

(5) 記念事業の実施等関連事項

2 総会の議長は、会長がこれに当る。

3 総会の定足数は特に設けず、出席者の過半数で議決する。

第12条 (役員会)

役員会は、必要に応じて会長が召集し、総会に付議すべき事項、及び総会で議決した事項の執行に関する事項について審議、議決する。

第13条 (事業報告書及び決算)

事務局長及び会計は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支計算書を作成し、会長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、これらについて、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第14条 (細則)

この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

第15条 (附則)

(1) この会則は、平成29年1月1日より、改訂・実施する。

(2) この会則は、令和3年4月1日より、改訂・実施する。

第15条 (附則)

この会則は、平成29年1月1日より、改訂・実施する。